

○ 院内滅菌消毒業務に関する基準（認定基準）

1. 基本的事項

- (1) 医療機関内において滅菌消毒業務を行う事業者（以下「事業者」という。）は、滅菌消毒業務（以下「本サービス」という。）の社会的影響の重要性に鑑み、サービスの利用者や国民の信頼を確保しつつ、本サービスの健全な発展を図ることを社会的責務として自覚し、事業を行うに当たり守るべき事項を定めた「一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領」を遵守しなければならない。
- (2) 事業者は、医療機関で行われる業務と同様に、質の高い本サービスを行うために、医療機関との緊密な連絡のもとに業務を行わなければならない。また、事業者は、医療機関との意思の疎通を図り、問題点の改善のため努力する意思とこれを具体的に実施していく能力を有しなければならない。このため、事業者は適任者を選任し、本サービスの提供体制等について、少なくとも年1回以上自らの評価を実施し、継続的改善に努めるものとする。また、その記録を作成し保管しなければならない。
- (3) 事業者は、医療法、薬事法、感染症の予防及び感染症の患者に関する法律のほか、労働関係法規その他の関係法令を遵守しなければならない。

2. 受託できる医療用器材の範囲について

医療機関より本サービスを受託することができる医療用器材は、次に掲げるもの以外とする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項から第7項までに規定する感染症の病原体により汚染された医療用器材（汚染されたおそれのある医療用器材を含む。）であって、医療機関において同法第29条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
ただし、運搬専用の密閉性、防水性及び耐貫通性の容器による運搬体制及び防護服の着用等による作業体制が確立されている場合は、同条の規定に基づく消毒が行われていないものを受託することができる。
- (2) 診療用放射性同位元素により汚染されている医療用器材（汚染されているおそれのある医療用器材を含む。）。

3. サービスの提供体制

事業者は、次の全てを満たしているものでなければならない。

(1) 受託責任者の配置

事業者は、本サービスについて相当の知識及び経験を有すると認められる者を責任者（以下「受託責任者」という。）として当該医療機関に専任で配置しなければならない。

(2) 受託責任者の要件

受託責任者は、次の要件を満たすものであること。

ア 次の事項について、十分な知識を有すること。

- ① 医療機関の社会的役割と組織
- ② 医療法、薬事法、感染症予防法等の関係法規及び労働関係法規
- ③ 滅菌消毒の意義と効果
- ④ 主な感染症と感染の予防
- ⑤ 医療用器材の名称と機能
- ⑥ 滅菌消毒機器の名称と使用目的
- ⑦ 機器の操作、保守点検及び故障時の対応方法

イ 原則として、滅菌消毒業務について3年以上の経験を有する者であつて、かつ、医師、看護師等又は日本滅菌業協議会が認定する滅菌管理士等である者。

ウ 一般財団法人医療関連サービス振興会（以下「振興会」という。）が指定する特定の講習会を修了した者。ただし、3年以内（認定日起点）の講習会であること。

(3) 受託責任者の役割と責務

受託責任者は、受託業務の円滑な運営のため、医療機関の担当者等と随時協議するとともに、従事者の研修・訓練、健康管理、業務の遂行管理、施設・設備の衛生管理等の業務を行う。

また、常に当該業務に関する知識、技術の修得に努めるものとし、振興会が指定する講習会を3年に1回受講しなければならない。

(4) クリーニング所の開設確認等

事業者は、繊維製品の洗濯業務を併せ受託する場合にあつては、クリーニング業法に基づくクリーニング所の開設確認を受け、クリーニング師を配置していなければならない。

(5) 特定化学物質等作業主任者

エチレンオキシドガス滅菌作業を行う施設にあつては、特定化学物質等作業主任者を配置していなければならない。

(6) 従事者の配置

当該医療機関の作業場所には、滅菌消毒を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者を適当数配置していなければならない。

(7) 従事者の研修

事業者は、従事者の資質を向上させ、業務を的確かつ安全に行うため、適切な研修・訓練を計画的、継続的に行わなければならない。なお、従事者の研修は、内部の研修にとどまらず振興会が指定する特定の講習会等外部の研修も活用することが

望ましい。また、研修に関する記録を作成し、3年間保管しなければならない。

ア 新任者の研修

新規採用の職員等に対しては、講習及び実習により十分な研修を行った後に業務に従事させなければならない。

イ 研修・訓練の継続

本サービスの水準を維持・向上させるため、継続的に従事者の研修・訓練を実施しなければならない。

ウ 研修項目

研修項目は、次の事項を含んでいなければならない。

- ① 滅菌消毒の意義と効果
- ② 主な感染症と感染の予防
- ③ 医療用器材の名称と機能
- ④ 滅菌消毒機器の名称と使用目的
- ⑤ 機器の操作、保守点検及び故障時の対応方法

(8) 従事者の健康管理

ア 事業者は、全ての従事者に対する健康教育の実施によって、日常的な健康の自己管理を促し、感染症の感染を予防しなければならない。また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を実施するとともに、B型肝炎ウイルスの検査を新規採用時及び年1回以上行わなければならない。

イ エチレンオキシドガス滅菌作業を行う施設にあつては、エチレンオキシドガス濃度の作業環境測定及びエチレンオキシドガスの曝露を受けるおそれのある者の健康診断を年2回以上行わなければならない。

ウ 事業者は、健康診断等の記録を保管し、適切な健康管理を行わなければならない。

4. サービスの実施方法

(1) 医療用器材の消毒、洗浄、包装

ア 消毒が行われる以前の医療用器材を仕分する作業に従事する者は、ゴム手袋、マスク、帽子及びガウンなど適切な防護用具を着用するなど、医療用器材からの感染に十分注意しなければならない。

イ 消毒作業に使用する消毒薬は、その特性に応じて、冷暗所に密封するなどして適切に保存するとともに、開封年月日及び有効期限を確認しなければならない。

ウ 洗浄を行うに当たっては、洗浄効果を高めるため、医療用器材の材質ごとに分別して洗浄を行い、すすぎの際は純水、水道水等清浄な水で行わなければならない。

エ 滅菌後に医療用器材が汚染されないよう、医療用器材を適切に包装してから滅菌しなければならない。

(2) 医療用器材の滅菌

- ア 滅菌機器が正常に作動していることを確認するため、滅菌時には、滅菌機器内の温度、ガス濃度、圧力等をチェックしなければならない。
- イ 滅菌機器内に入れる医療用器材は、乾燥したものとし、また、滅菌機器の容積一杯に詰め込んで서는ならない。
- ウ エチレンオキシドガス滅菌の実施に当たっては、エアレーションを十分に行うなど、医療用器材の安全性の確保及び作業環境の汚染防止に留意しなければならない。

(3) 滅菌済の確認と表示方法

- ア 化学的又は理学的インジケータによる滅菌済の確認は、包装ごとにインジケータを貼付・挿入し、滅菌を実施するごとに行わなければならない。さらに、インジケータを包装したモニターパックを作成し、滅菌機器内の蒸気、ガスが通りにくい位置に置くことにより、滅菌機器内での滅菌条件を確認し記録しなければならない。なお、当該インジケータの変色条件を十分把握していなければならない。
- イ 生物学的インジケータによる滅菌済の確認は、滅菌機器ごとに少なくとも週の最初の機器使用時に行わなければならない。その際は、インジケータを包装したモニターパックを滅菌器内の蒸気、ガスが通りにくいと考えられる数箇所に置き、滅菌機器が正常に作動し、確実に滅菌が行われていることを確認し、記録しなければならない。
- ウ 滅菌実施機器等を特定できるように、滅菌済の医療用器材には、包装ごとに、滅菌を行った年月日、滅菌を行った機器及び機器ごとの実施順序が判別できるように表示しなければならない。

(4) 滅菌済の医療用器材の整理・保管

滅菌済の医療用器材が汚染されないようにするため、関係者以外の者が保管室にみだりに立ち入らないようにする必要がある。このため、その旨を表示しなければならない。

(5) 医療用器材の運搬

- ア 使用済の医療用器材の運搬に用いる運搬台車等は、消毒を行うなど清潔を確保しなければならない。また、その記録を保存しなければならない。
- イ 医療用器材の回収運搬は専用の密閉性、防水性及び耐貫通性の容器（以下「運搬容器」という。）により運搬しなければならない。
- ウ 滅菌消毒済の医療用器材を納品運搬する場合であって、滅菌バッグ等を使用することにより医療用器材が清潔に運搬されると認められる場合は、運搬容器を使用しなくともかまわない。

- エ 使用済の医療用器材と滅菌済の医療用器材は別の運搬容器に入れ、使用済か滅菌消毒済かを容易に識別できるように運搬容器に表示しなければならない。
- オ 運搬容器は、使用の都度消毒するなど清潔に保たなければならない。
- カ 交叉感染防止の配慮がなされた回収ルート、運搬ルート及びスケジュール等が確立されていなければならない。

また、使用済の医療用器材を回収する作業に従事する者は、ゴム手袋、マスク、帽子及びガウンなど適切な防護用具を着用しなければならない。

(6) 業務案内書

事業者は、医療機関の求めに応じ対応できるように、次の事項を明記した業務案内書を作成し、常備しておかなければならない。

- ① 取り扱う医療用器材の品目
- ② 滅菌消毒の処理の方法
- ③ 滅菌の確認方法
- ④ 運搬方法
- ⑤ 所要日数
- ⑥ 業務の管理体制

(7) 標準作業書

事業者は、業務の質の確保を図るため、次に掲げる事項を明記した標準作業書（作業手順を画一化するもの）を作成し、従事者に周知しなければならない。

また、医療機関から求めがあった場合、開示できるように常備しておかなければならない。

ア 運搬

医療用器材を受け取る際の確認事項、感染症患者に使用された医療用器材の取扱い、運搬容器の取扱い、運搬方法及び滅菌消毒済の医療用器材を引き渡す際の確認事項が記載されていなければならない。

なお、運搬とは、使用済の医療用器材の回収及び滅菌消毒済の医療用器材の納品に係る運搬をいう。

また、使用済及び滅菌消毒済の医療用器材についての運搬方法、緊急時の運搬体制などが記載されていなければならない。

イ 滅菌消毒の処理の方法

取り扱い医療用器材の品目ごとに、消毒、洗浄、包装、滅菌及び保管の各業務に係る作業手順が記載されていなければならない。なお、記載は図式化するなどわかりやすいものでなければならない。

ウ 滅菌消毒の処理に係る瑕疵があった場合の責任の所在

滅菌消毒の処理を行った医療用器材について、適切な処理がされていなかった場合の対応方法等が記載されていなければならない。

(8) 実施計画書

事業者は、契約内容に基づき、医療機関の指示に対応した実施計画書を作成しなければならない。

なお、その内容については、当該医療機関の確認がなされていなければならない。

(9) 作業日誌等

各作業の内容を確認するため、作業日誌等を作成し、適切に保管しなければならない。また、医療機関から求めのあった場合、開示できるようにしておかなければならない。

ア 受取・引渡記録

作業年月日、取扱い医療用器材の品目と数量及び作業担当者名が記載されていなければならない。

イ 滅菌業務作業日誌

作業年月日、使用滅菌機器、滅菌開始時刻、医療用器材の品目と数量及び作業担当者名が滅菌を行うごとに記載されていなければならない。併せて、滅菌機器内の時間、温度、ガス濃度、圧力等の記載が貼付され、滅菌確認のモニターパック内の化学的又は理学的インジケーターが貼付され、生物学的インジケーターによる判定が記載されていなければならない。

ウ 滅菌消毒機器保守点検作業記録

滅菌消毒機器ごとに、日常的及び定期的（定期的点検を医療機関が実施する場合を除く。）に行う保守点検作業について、保守点検項目、作業年月日及び保守点検開始・終了時刻、保守点検作業者が記載されていなければならない。

また、保守点検作業による保守点検結果を記録していなければならない。

5. 契約の締結

本サービスの提供に当たっては、本サービスを委託する医療機関との間で、医療用器材の滅菌消毒業務委託に係る契約を締結しなければならない。なお、契約書には、次の事項が盛り込まれていなければならない。

- ① 医療機関名及び管理者名
- ② 事業者名及び代表者名
- ③ サービスの内容
- ④ 瑕疵担保
- ⑤ 設備の賃貸及び保守
- ⑥ 事故等に対する対処
- ⑦ 賠償責任
- ⑧ 業務の代行
- ⑨ 委託料
- ⑩ 契約の内容変更、解除
- ⑪ 契約の期間
- ⑫ 守秘義務

6. 継続的な業務の遂行について

事業者は、不測の事態に備え、滅菌消毒業務が滞ることのないよう、原則として、次のいずれかによる代行保証体制を整備しておかなければならない。

- (1) 滅菌消毒業務（院外受託）サービスマーク認定事業者との間で、代行保証契約を締結すること。
- (2) 自社の認定施設から継続してサービス提供を実施する体制を構築すること。

7. 苦情対応

- (1) 事業者は、本サービスに関する苦情に対して、迅速かつ円滑な対応が行えるよう、次の事項が明記された苦情対応マニュアルを作成し、かつ社内体制を整備しなければならない。
 - ① 苦情を受けた際の連絡報告体制
 - ② 苦情内容に対する調査、対応方針の決定
 - ③ 医療機関・患者等への対応
 - ④ その他必要事項
- (2) 苦情の内容及び対応措置について、記録を作成し、3年間保管しなければならない。

8. 賠償資力の確保

- (1) 事業者は、本サービスに起因してその利用者等に損害を与えた場合の賠償が迅速かつ円滑に行えるよう、別に定める要件を満たす賠償責任保険に加入しなければならない。
- (2) 賠償責任保険は、サービスマークの有効期間中、継続して加入しなければならない。

制 定 平成18年6月1日

付 則（平成20年10月1日一部改正）

この認定基準の一部改正は、平成20年10月1日から施行する。